

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、  
令和 7 年 9 月 に開催された協議の場の結果を以下のとおり公表します。

つくば市長 五十嵐 立青

市町村名 (市町村コード)	つくば市 082201
地域名 (地域内農業集落名)	筑波 地区 第 20 区
協議の結果 取りまとめ年月日	令和 7 年 9 月 16 日

【申出案件】

	1	地域計画への位置付け	計	ha
○	2	地域計画からの除外	計	0.262 ha
	3	地域計画の位置付け内容等の変更		
	4	その他 ( )		

【意見書の有無】

令和 7 年 9 月 15 日まで開催した協議の場において、不都合と判断する  
意見書等の提出はございません。

【協議結果】

協議の場における意見等を取りまとめた結果、地域計画変更等の申し出  
内容について、合意となったことから、様式5-1の一部を別添のとおりに  
朱書き訂正とします。

※様式5-1の性質上、個人を特定し記載しているものではないため、個々の申し出に対  
し、合意内容等の明記はございません。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

つくば市長 五十嵐立青

市町村名 (市町村コード)	つくば市 082201
地域名 (地域内農業集落名)	筑波地区 (第20区 沼田 国松 上大島 筑波)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 9月16日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70才以上で後継者が「未定」及び「不明」となっている農業者の耕作地は、将来遊休農地化が懸念されることから、地区内の認定農業者や新規就農者への円滑な集積・集約を進める必要があるが、現状は40代の若い世代も多く就農している。10年後に向けて次世代にバトンタッチさせる必要がある。山地は、農道が狭く車の乗り入れができない農地が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区主要農産物は米である。農地利用については、認定農業者に加え新規就農者を育成し、利用していく。農地の集約化や再分配により、農地の大区画化や耕作条件の改善を進めるとともに、基盤整備等により担い手の土地利用を促す。そのために地域と担い手が一体となって、継続的に農地利用について意見交換を行う。理想として、ある程度の集約を行った後、複数人を4年くらいのローテーションで耕作させることにより、日当たりや水、土地による問題など不平等が減り、新規就農者も参入しやすいのではないかと考える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	278.91 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	278.91 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他耕作条件の悪い土地や担い手の見込みのない土地について、保全・管理を行う区域とするかは今後も協議していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>担い手がいる農地については、現状維持していく。将来担い手が居ない農地については、集積・集約化を進める。借り手だけでなく、貸し手もこのような協議に参加するよう促す必要がある。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>必要に応じて、農地法第3条及び農地中間管理機構の活用を使い分けることとする。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>関係者の合意形成を図り、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>市、農業協同組合、普及センター等関係機関が連携して、地域内外から多様な経営体を募集する。耕作可能な農地の紹介や栽培技術等の支援を行い、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 普及センターで育成指導をしているが、今後も継続していく必要がある。 山地などは新規就農者がいないため、新規就農者確保のための施策が必要と考える。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>耕作できなくなった農地を農業協同組合の関連会社等に委託するとともに、部分的な作業委託も検討し、遊休農地の発生防止を図る。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシによる被害があるため、補助金を利用して電気柵などを設置して被害防止対策を講じているが更なる取り組みを地区内で検討する。
- ③一部就農者がドローンを使用して農薬散布などを実施している。今後、ドローン利用の拡大を地区内で検討していく。